

第 7 章 道路工事

1 道路工事についての定義

給水工事申込における道路工事とは、道路上での給水装置の新設、改造、撤去、修繕等の掘削及び掘削後の埋戻し、舗装等仮復旧及び本復旧までの一連の工事をいう。

道路工事にあたっては、道路交通法、道路安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定、併せて道路一時使用等における許可条件（工事施工時間、工事看板設置、誘導員配置等）について遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を適切に行い、事故を防止するとともに、工事による騒音及び振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。また、私道の場合も、これに準じて施工すること。

2 道路工事の許可手続き

（1）道路占用（国道・県道・市道・農道等）

給水工事において道路工事を実施する場合、所轄する道路管理者へ所定の様式により道路占用許可申請書を提出し、占用許可を受けなければならない。また、河川堤防、用水路等の管理地を掘削する場合についても、それぞれの管理者の占用許可又は承諾を得なければならない。

ただし、国道、県道、河川の占用については、申請及び更新等に係る手続き（占用申請、着手届、完了届、道路通行制限申請等）に限り上下水道局で行うことから、給水工事を担当する主任技術者は事前に管理者と施工内容に係る協議を行い、管理者の占用許可承認を得た上で、手続きに必要な図面及び資料を上下水道局に提出しなければならない。工事の内容によっては、上下水道局職員も管理者と協議することがあるため、必要に応じて協議資料を作成すること。

なお、手続きには所要の日数が必要となるため、余裕を持って協議し、書類提出を行うこと。

占用申請に必要な図面及び資料

- ア 位置図 3部
- イ 占用図面 3部
(平面図、断面図、舗装復旧図。占用部朱書き、占用延長等を記載。)
- ウ 着工前写真 3部
(施行箇所を朱書きし、管種口径等必要事項を記入すること。)
- エ 道路使用許可書(写) 3部
- オ 保安施設図 3部
(工事標識、迂回路、ガードマン等の配置図)
- カ 地下埋設物調査票(国道占用時) 3部
- キ その他、管理者が指示する資料等 3部

工事施工終了後は、完了報告を行うため、次の資料を速やかに提出すること。

- ク 着工前～舗装まで一連の工事中写真 2部
- ケ 工事完成写真 2部

(2) 道路使用

道路工事を実施する場合は、道路関係法規に基づき、道路使用許可申請書を所轄の警察署に提出し、道路使用許可を受けなければならない。

(3) 工事の届出

分岐工事等(管撤去工事含む)で道路工事を実施する際は、あらかじめ付近の住民等へ周知すること。なお、工事に関する問い合わせ等のため、上下水道局へ3日前までに「分岐穿孔工事着手届」を提出すること。

また、分岐工事等が完了したときは、配水管情報として今後の維持管理に使用するため、「分岐穿孔工事完了届」を速やかに提出すること。

(4) 既設埋設物の調査

道路占用物として水道管のほか、工業用水道管、下水道管、電話ケーブル、電気ケーブル、農業用水管等の調査を行い、埋設されている場合は、あらかじめそれらの埋設物の管理者及び関係機関と協議すること。

3 施工上の注意

(1) 現場管理

- ア 付近の住民へ事前周知連絡を行い、工事において迷惑がかからないように配慮すること。
- イ 道路占用許可証及び道路使用許可証を携帯し、許可条件どおり施工すること。
- ウ 現場責任者を常駐させ、連絡がとれるようにしておくこと。
- エ 工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、交通整理員等を配置すること。また、現場作業従事者についても、安全確保に十分留意すること。特に、通学路に指定されている道路での工事については、より一層の安全対策を講じること。
- オ 既設埋設物の有無を把握し、既設埋設物の近くを掘削する場合は、既設埋設物の管理者の指示に従って、掘削及び埋戻しを十分注意して行うこと。

(2) 道路復旧

- ア 舗装の復旧は、道路管理者の指示に従って、埋戻し完了後速やかに行うこと。
- イ 未舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、直ちに施工すること。
- ウ 工事完成検査合格までの期間は常にパトロールを行い、地盤沈下やアスファルト合材の飛散などが確認された場合には、速やかに維持補修を実施するなど事故防止に努めること。
- エ 工事完成検査合格後に確認された道路の地盤沈下等については、道路管理者との協議により施工業者が誠意を持って対処すること。

(3) 現状復旧

- 道路標識等の一時移動又は損傷した場合には、速やかに現状に復旧すること。また、道路施設や地下埋設物、擁壁、ブロック等を誤って損傷した場合についても、管理者や所有者等と協議し復旧すること。

(4) 事故等について

緊急時の連絡先をあらかじめ確認し、事故等が発生した場合は、速やかに関係者及び関係機関へ連絡すること。

4 施工

(1) 掘削

ア アスファルト舗装道路の掘削は、施工に必要な範囲を舗装カッターにより切断し、アスファルト舗装を撤去した後に、所定の深さまで掘削すること。なお、切断により発生する濁水は産業廃棄物として処分すること。

イ 掘削部の底部分（床付）は、平らに施工し、凸凹のないようにすること。

ウ 道路掘削作業量は1日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。

エ すかし掘り等の危険な掘削は絶対にしないこと。

オ 掘削の深さが1.5m以上となる場合や土質状況に応じて、適切な仮設工（矢板工等）を採用し、事故防止を徹底すること。

カ 既設埋設物の近くを掘削する場合は、手掘りでおこない、必要に応じて既設埋設物管理者の立会を求めること。

キ 掘削、埋め戻し及び舗装復旧については図7-1「道路掘削標準断面図」を標準とし、各管理者の指示による。

(2) 残土処理

施工によって生じた残土及びアスファルト塊等の産業廃棄物は、廃棄物の処理に関する法規に基づいて、施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。

(3) 埋戻し

ア 埋戻しは管の周囲を山砂等で保護した後、良質の土砂（購入土等）で埋戻すことを原則とする。

イ 砂床は10cm以上、砂巻は管上10cm以上とし、つき棒及びタンパー等により締め固めを行うこと。

ウ 転圧は、20cmごとにタンパー及びローラー等で十分に行うこと。

※給水管の土被りは原則として分岐する配水管の土被りとする。

※口径 50mm 以上の給水管を布設するときは、管上 30cm の所に埋設表示シートを設置すること。

5 工事写真

工事写真は、着工前から舗装等本復旧工事完了までの工程ごとに撮影すること。また、黒板等に工事場所、施工業者名、工程内容、施工寸法等を記入したものを、記載内容が判読できるように工事現場に配置し撮影すること。

詳細は第 5 章 1 (1) ウ 工事写真 (P5-1) 参照。